



広報

とね

茨城県北相馬郡利根町役場
昭和47年7月20日発行 No. 99



議会だより

つづいて保存いたしました

四十七年度 一般会計 補正予算などを可決

【町議会第二回定例会】

昭和四十七年第二回定例会は、去る六月二十二日午前十時から役場の会議室で開かれ、まず一般質問。続いて四十七年度一般会計補正予算など八件の議案が審議され、議案はすべて原案どおり可決されました。

一般質問

堀越彦里議員

問 三十万円以上の農機具に税金をかけることになっておるようですが、農業政策と矛盾しないか。

町長 農機具に対する固定資産税は、いわゆる国の税法によつて示されたものであり、町としては課税の対象からはずすことはできない。

たとえば、商工業者が営業のために倉庫を建てれば、当然課税の対象となるのと同様である。

桑原税務課長 これは地方団体の規定ではなく、根本的には国の法律をもって決められたもので、三十万円以上の農

機具はすべて申告していただき(申告の義務により)法律に定められた範囲内の税金が課せられるわけです。参考ま



▲ 写真は第二回定例会の一般質問で答弁する大越教育長

でに申し、いますと、利根町内で三十万円以上の農機具の所有者は九十一人となっております。

問 水質検査は実施しているか。その結果を発表していただきたい。

町長 汚水の問題についてはいまのところ企業や団地の汚水が流れている段階ではなく一般家庭からの放水の汚染に

問題があり、一応専門メーカーに汚水測定器を発注した。したがって今後は、定期的な水質検査を行ない、将来の汚水公害対策を講じたい。

問 駐車場のない町を駐車禁止にして商店の売上げは減らないか。

町長 横町・中宿あたりは、両側駐車が多く、過去一年間の自粛期間をおいたにもかかわらず、依然として両側駐車が減らないので、警察としてもこれ以上待てないという相談を受け、止むを得ず駐車禁止に踏み切った。しかし、建設省の了解のもとに中宿通りに砂利を敷き、暫定的に駐車場を作った。

商店の売上げは、業種によつて多少減ったようであるがこれはバイパスの完成により商店街の車の通行量が減ったことと、全般的な不況によるものであり、駐車禁止にしたからではない。

問 北郷地区に宅地を造成することは、八幡作が田園都市的な風格を失う結果とならないか。また、埋立てのため山地が少なくなり、マイナスの面が利根町全体にあらわれてくると思うがどうか。

町長 多年にわたり人口の減

少がみられた過疎化より脱皮し、調和のとれた開発を行なうことが町の方針であり、北郷地区開発は、すでに議会でも同意し、かつ地主の過半数が造成に賛成しておる事実を認識願いたい。

なお、八幡作はすぐ近くに利根川があり、さらに徳満寺があるので、水と緑の美しさは十分であり、田園都市的な風格はそこなわれないと思う。また、利根町の山を削るの

は一部であり、土砂は竜ヶ崎方面、千葉県方面から運ぶものである。早尾の塙台、立木の貝塚等は公園緑地として残すことになっている。

問 花は今後この地域の花形産業にすべきである。観光開発と連繋をとり、積極的に援助すべきだと思ふがどうか。

町長 利根町のこれからの農業経営は、米だけに頼るべきではない。米以外のものとしては、必ずしも花ばかりではないが、花も大きな期待はもてると思う。ただし、利根町の花弁組合の現状をみると、現在組合員が七名であり、これではあまりにも小規模なので、もっと大きな組織にしていたら、産業振向に一役買っていたら助成に役立っていても考慮する。

問 中谷前の町民の広場(中央公民館)は、利根町の象徴であり、利根町のあらゆる文化的事業はここが中心となつて伸展すると思う。一日も早く完成されるようお願いする

町長 中谷の原野はとりあえず来年度建設予定地約五十アールを埋立てることにしたが(約五百万円)予算に余力を生じた場合は、さらに埋立てを続行し、四十八年度には必



写真は、先月初旬、布川盆栽会主催のさつき展示会で撮影したのですが、カラーでないのが残念です。

さつき

ず建設する。

問 惣新田の三夜橋はいつ頃着工するのか。老朽橋をいつまでも放置しておくことは危険である。被害者のないうちに掛け替えてもらいたい。

町長 橋の位置は今の橋より上流にする考えであったが、地主の了解が得られないので現在の位置になる公算が強い

なお、この橋の工事主体は土地改良区であり、本年度中

に施工するよう要請してあるが、ここは、竜ヶ崎市にもまたがり、同市の経費負担もあるの、目下竜ヶ崎市に交渉中である。

問 農協と商組とは政府からの借入金で大きな違いがある。これは町が保証人になるか、または事務費の一部を負担して同じに利用できるようにすべきではないか。

町長 この問題は、農協が窓口になっている関係上、まず農協の態度をみた上で町の態度を決めたい。幸い組合長がおられますのでご説明をお願いします。

杉山組合長 農協と商組とは、その借入れる政府資金の点に非常に相違があるというご指摘なんですが、商組というのは、主食の登録の商組でありまして、ただ商組に登録はしていても一応は農協の組合員であるというのが大部分であると思います。したがって組合員というのは規定の出資をしていただいているかたであります。ところが非常に遺憾に思っていますことは、商組のかたたちは、気分的に農協と疎遠になっているという事です。

結論的には、農協の意向と

しては、できるだけ便宜を計

らって、融資に対するわくを拡げ、場合によっては定款を変更しても皆さんのご要望にこたえる考えである。

根本七郎議員

問 宅造問題について今後町としては、企業誘致を主眼として進めるのか。あるいは宅造をもっと認めて進めるのか。

町長 今後は、公害のない企業誘致を主眼とし、大規模宅造は布川周辺におおむね一〇〇ヘクタール以外は行なわれない方針である。もちろん緑と水の調和を保ちながら。

問 それについて県の許可の問題はどうなっているのか。また、大手業者との協定の約束事はすべて文書をもって残していただきたい。

町長 県の許可については、二〇ヘクタール以上あれば市街化調整区域でも許可になるということ、この場合必ず許可になるというわけではないが、たとえ許可にならなくてもそれは町の責任ではない

も、現在のところ、県から許可をしないという回答はないのでおそらく心配はないと思う。

また、企業との協定の内容について、書類をもって取り交わせということであるが、これはすでにそのようにより、会社の責任者と（あくまでも出先機関の責任者ではなく、元会社の社長と）町長の間に協定書と覚え書を取り交わしてある。

星野道雄議員

問 教職員確保のために教職員住宅の考えはあるか。

町長 四十八年度の計画として、八幡作宅造が完成したとき、町営住宅を建設する考えであり、その時点で教職員住宅の建設も考えたいが、いまのところ具体的な計画はない。

大越教育長 教職員住宅については、県でも奨励していることであり、着々準備を進めている状態であるが、折角作っても長くはいつてもらいな

いということもあり、教職員に聞いてもあまりよい返事はしない。しかし、町が土地さえ提供してくれば、共済組合から資金も借りられるのでよく検討する。

問 河川敷（天地）運動公園の管理と基本計画について伺います。

町長 河川敷については、建設省に使用願いを提出しており、必ず許可がでると思う。許可があり次第9～10月頃に整地だけは行ないたい。

管理については、商工会青年部にもお願いしてもよいし、

主管は教育委員会としたい。**大越教育長** 町営グラウンドについては、野球、テニス、バレー等六ヘクタールは必要であり、管理は町長の申したとおりである。

鈴木茂 議員

問 小島町長の構想であるところの三万都市を目標に着々と開発が進められておりますが、折角の人口増に対応して

野菜・花卉等の供給方法について研究指導し、農業収入の増加を計り、また商店経営の合理化による拡充方法等について、既存商店の繁栄策を将

来に備えて指導してゆくべきと思えます。また建設関係において町民に潤いがあるよう推進していただきたい。この点につき、町長の考えをお聞きしたい。

町長 産業振興の基本的な考えとして、農工商の調和のある発展を計って人口三万程度の田園都市を作りたいというのがわたくしの構想である。そこで農業については、近郊都市農業を指向し、町の特質を生かし、たとえば野菜とか花卉による農業収入についても考えてゆきたい。流通機構についても広域的に考えるべきで市場対策についてもこれから考えてゆきたい。

商店経営の合理化について は、現在は、零細な企業が多いので、三万都市に対応する準備を進めなければならぬと思う。

また、現在行なっている開発は、零細な建設業者や商工業者を救う一つの手段でもあるので、大資本に対応すべき措置を講じなければならぬと思う。（たとえば協業とか協同仕入れとか）

町としては、物品の購入については、できるだけ地元のお店から、建設の場合も町の業者に依頼するよう要請して

いる。

問 先日、布川地区議員団で町政報告会を行ないました節、押付部落での懇談会の席上、町有沼のために水田が洗われ被害を受けておるゆえ、至急実測して、現況の説明をしてほしいと強く要望されました。

町有財産管理については、 四十六年九月の定例会においてわたくしが質問した節、古い台帳ゆえ新しく整備するとの答弁をいただいておりますが、実測したのか、まだ実行してないのかお聞きしたい。

町長 町有財産の管理について一台帳の整理は一部は終わっているが、近々地籍調査の結果を待って、必要な町有財産だけは本年度中に整理する。

問 地籍調査の結果を待たずせめて沼のところだけでも早急にやっていたいただきたい。

町長 必要なところはそれ以前に実施する。

問 布川台地より山王地区への排水路について、四十六年春工事が完成してまもなくずれ落ちて今回で三回目、県の工事ではありますが一ヶ年のうちに三回も補修することは税金のむだづかいで、その上迷惑を受けるのは地元町民のかたがたです。



写真はバイパスの一部。
県の工事ではありますが、早急な改修が要望されています。

これは設計のミスであると思われまので、県土木関係者と話し合せて至急堅固な工事をしていたきたい。今までのような工事では、盛夏を迎えてプールの使用もできない状態になると思えます。この点について。

町長 県の工事だから町は責任をおわないというわけではないが、とりあえず検査が済むまでは待つてくれという土木事務所のお返りであった。いづれにしても県でやらなければ町でやるという考えはもっている。

高野産経課長 たしかに昨年の八月の豪雨によつてくずれ落ちてゐるが、町としてはすぐに県へ連絡して、U字溝の土砂をとりはらうなど応急措置は講じた。

しかし、この工事はなにぶんにも国庫補助事業であり、検査が済むまでは工事の変更もできないので、もうしばらく待つてくれという県の回答であった。この間もU字溝が九箇ばかり落ちていたが、町で人夫を使って土砂をとり除いた。

また雨の降るたびに、だんだんひどくなつており、近くプールを使用する時期でもあり、現状では水も流せないの

で、すぐ改修してくれるよう土木事務所へ強く要望してきたい。いづれにしても早急に直さなければ困るので、町の要望どおり直してもらうようにしたい。

問 布川台地へ上る公会堂横の坂道について、補正予算で二百万円計上してありますがまだ実施されず、地区町民から早期実現するよう強い要望があります。工事はいつ始めるかお聞きしたい。

町長 本格的な坂を作るとなると二千万円ぐらひはかかる予定であるが、とりあえず自動車を通れる程度の坂を本年度中に作る考えで八月九月には着工したいと考えている。

問 動く町政懇談会について六月二十八日と実施期日も間近になりましたが、懇談会の方法等についてくわしく知りたい。折角の計画ですから十分に効果をあげるよう望んでおります。この点につきお聞きしたい。

町長 動く町政懇談会についてくわしいことは全員協議会で説明するが、目的を述べる

と次の三点である。
①対話町政実践の一環として車中幅広く町民との対話を通じ、町政万般に対する意向を総合的かつ効果的に聴

取すること。

②各種団体の研修旅行を統一することにより、職員の仕事遅滞を防ぎ、かつ経費の節減を図ること。

③レクリエーションを通じ、各種団体幹部の相互の親睦を深めること。

議案第一号 昭和四十六年度利根町簡易水道特別会計決算について
この件については、地方公営企業法第三十条の規定により審査を遂げたところ、収支ともに正確にして規定に違背したる点なく、かつその計算は帳簿ならびに証書類と照合してすべて正当なるものと認める。という鈴木茂氏、北見正夫氏(利根町監査委員)の監査報告があつた。詳細については省略いたします。

議案第二号 昭和四十七年度利根町簡易水道事業特別会計補正予算について
収入については、万歳機場管理入室を貸与する家賃三万円が見込まれ、支出面では、機場管理が手うすであるため草取り、清掃、緊急の場合の連絡等委託費を計上、これと簡易水道運営協議会委員報酬三万八千円です。

議案第三号 昭和四十七年度利根町一般会計補正予算について(第一号)
昭和四十七年度利根町の一般会計予算(第一号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三百万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ三億八千九百三十三万四千円とする。(当初予算は三億八千六百三十二万九千円)

補正予算の歳入及び歳出については次のとおりです。
◎歳入
・県支出金 三万六千円
・繰越金二百九十六万九千円
歳入合計 三百萬五千元

◎歳出
・議会費 十五萬五千元
・総務費 百六十七萬一千元
・民生費 五十一萬円
・教育費 六十六萬九千円
歳出合計 三百萬五千元

以上歳出の中から比較的額の大きいものを列記しますと次のとおりです。
・電子複写機代 十九萬円
・地形図作成委託料 四十二萬二千元
・固定資産税及び町県民税前納報償金 七十三萬六千元

・保育所措置費委託料 五十一萬円
・教育委員会臨時職員賃金 二十萬円
・文小学校臨時職員賃金 二十萬円
議案第四号 利根町税条例の一部改正について
(提案理由次のとおり)
第一条の市街化区域内農地の宅地なみ課税について
昭和四十六年度の税制改正において、昭和四十七年度から農地の宅地なみ課税という新しい固定資産税の課税が行なわれることになり、これが条例化のため、去る二月の町議会に市街化区域内の農地課税につき、税条例の一部改正案を提案いたしました。改正の内容及びこれに伴う税負担等につき、詳細なことを承知したいとのことにて、総務委員会付託事項となりました。いっぽう国においても、この法律については、後に農業団体や与野党議員等から種々の問題が提起せられ、政府はこれが問題解決のため、五十名にも及ぶ小委員会を設け、数か月の日時を費し、討議した結果A農地の特定区域のみに限り、課税ができるという

きわめて小規模な範囲になり
(6頁へつづく)

税条例改正案においても従来の農地としての課税にとどまらることになりました。

第二条については、個人の町民税につきましては、住民負担の軽減を図るため、課税最低限の引上げを行なうこととし、昭和四十六年の所得税法の改正に伴う給与所得控除の引上げのほか、基礎控除、老年者控除、寡婦控除および勤労学生控除の額についても一万円ずつ引上げるとともに障害者、未成年者、老年者および寡婦についての非課税の範囲を、年所得三十八万円まで拡大することといたしました。

このほか中小事業者の負担の軽減合理化を図るため、白色申告者の専従者控除の控除限度額を二万円引上げることといたしております。

軽自動車税については、所有権留保にかかる軽自動車に対して課する軽自動車税について、軽自動車の所在および買主の住所等が不明である等一定の要件に該当する場合においては売主の納付義務を免除することといたしております。

以上が地方税法の一部改正に伴う町条例改正案の提案理

由です。

議案第五号 利根町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
旅費が次のように改正されました(カッコ内は改正前) 車賃1kmにつき

町長 八円(七円)
助役 七円(六円)
収入役 七円(六円)
日当一日につき

町長 七〇〇円(六〇〇円)
助役 六〇〇円(五〇〇円)
収入役 六〇〇円(五〇〇円)
宿泊料一夜につき

従前どおり一律三〇〇〇円

食料一夜につき
町長 七〇〇円(六〇〇円)
助役 六〇〇円(五〇〇円)
収入役 六〇〇円(五〇〇円)

議案第六号 利根町職員の旅費に関する条例の一部改正について

一般職の等級から四等級の職務にあるものの旅費について、日当、食料等一〇〇〜一五〇円の引上げが行なわれたものです。

宿泊料については、従前どおり一夜につき三〇〇〇円。

議案第七号 茨城県旧市町村職員恩給組合資産管理組合規約を変更することについて

この件は、「八千代村」を

「八千代町」に「岩井町」を「岩井市」に改めたものです

議案第八号 利根町有地払下げについて

県道新設により、移転を余儀なくされた大字中田切の谷きくさんに次のとおり町有地の払下げを行なったものです。

利根町大字中田切字井鎗二番の六 田八七㎡

利根町議会傍聴人取締規則

傍聴しようとする者は、議長に申し出て傍聴券を受け、退場の際返還すること。

また、傍聴席では：

①帽子または外とうの類を着してはならない。

②かさ、杖の類は携帯してはならない。(ただし白い杖の場合は、この限りにあらず)

③飲食または私語してはならない。

④公然と可否を表明してはならない。

⑤拍子その他騒ぎたてる等会議を妨害してはならない。

区長 交替
中谷 海老原義夫さん

利根町光竜会の改組と会員募集

まず、なによりもさきに皆様にお呼びしなければならぬことがあります。

それは、ことしの春の美術展が開けなかつたことです。

日時も決まり、その準備を着々と進めていたやさき、活動できる人たちが相ついで病氣という不幸に見舞われ、中止のやむなきに至つたのです。

その後、それらの人たちの病氣もまだ全快とまではゆきませんが、たいへんよいほうに向かつていますので、まもなく全快することでしょう。

他の会員のかたがたは、はりきつて少しの暇をみては、絵筆をふるつています。6月28日から7月10日まで上野の都美術館で第28回の「現展」が開催されますので、それに出品するための大作に取りくんでいる人たちもいます。

利根町でも例年どおり、この秋(11月下旬)の美術展は盛大に開けることと思ひますから、どうぞ今からご期待くださるようお願い申し上げます。

光竜会の会議も、また思うように開けませんでした。このほどようやく開くことができ、久しぶりの会議とあつて意見も活発にできました。

その主なものは、まず会員をふやすこと。それには今までのように利根町だけに限定してはだめであること。隣接市町村へも呼びかけはいつてもらうこと。どのだれでもが自由にはいれるようにすること。(これから絵を描きたい人、美術愛好家と言つたような人も含める。ただ名ばかりの会員はなくす)

そのためには「利根町光竜会」の名称を「光竜会」とすること。

その他「現展」の支部展を開く問題なども、かなり具体的になどころまで討議されました。「利根町光竜会」は、この後単に「光竜会」ということとに決まり、この際会員を積極的に募集することになりました。

改組と申しましたが、組織そのものは変わりません。会則というようなものには、とらわれないことになっていきます。加入、脱退、すべてきわめて自由です。くわしいことは左記へお問い合わせください。

利根町大字上曾根
鈴木重雄方

光竜会

光竜会

履行確保制度のあらまし

水戸家庭裁判所

家庭裁判所の審判や調停で定められた扶養料や慰籍料などの金銭の支払いについて、支払いをしなければならぬ人が一向に支払ってくれないといったどうしたら支払いを受けられるのだろうか。こういった歎きをきくことがありますが、このようなことの解決を図るために、家庭裁判所には、独自の制度として「履行確保」といわれるものがあります。これについて、そのあらましを説明しましょう。

履行確保制度は、家庭裁判所の審判や調停で定められた権利について、そのとおり実現されるよう、家庭裁判所が援助するという考えに基づいて、実施されている制度です。

この制度は、家庭裁判所の審判や調停で定められた債務(家事債務といえます)については、債務者が任意に履行しない場合に、一般の民事事件と違って差押えなどの強制執行をすることがふさわしくない場合が多いことから、家庭裁判所が債務者に対し、審判や調停で定まった義務の履

行を報告したり、命じたり、あるいは債務者が家庭裁判所を通じて権利者に金銭を支払ったりするという手続きです。

家事債務について強制執行がふさわしくない場合が多いというのは、次のようなことからです。たとえば、別居中の夫から月づき仕送りされる妻子の生活費や、老いた親に對する子からの扶養料などのように、一般民事の債務に比べて小額であり、分割払いや定期払いになるものも多く、しかも権利者の生活を維持するうえに欠くことができない場合が少なくありませんし、また、普通仕送りを受ける人は経済的に弱い立場の人で、法律手続きも明るくありません。そのうえ、家事事件は一般に親族関係にある者の間の争いですから、家事債務の履行についても、債権者だ債務者だといって争うことは、ふさわしくないことが多いといえるでしょう。

履行確保制度は、くわしく述べますと

①「履行状況の調査と履行の



「勧告」

- ②「履行命令と制裁」
- ③「寄託」の三つの制度に分けられています。これらをそれぞれについて説明しましょう。

①「履行状況の調査と履行の勧告」制度
家庭裁判所の審判や調停によって、扶養料の支払いを命じたり、財産や幼児の引き渡しを約束させたりしますが、家庭裁判所は、これらの義務がはたしてそのとおり履行されているのかどうか、もし、履行されていない場合は、どのような理由で履行されていないかなどを調査し、その結果守られていないことが明らかになったときには、義務者に対して義務の履行を勧告しま

「勧告」

この調査や勧告は、権利者からの申し出があった場合に限り行なわれるのですが、この申し出は、はがきや電話でもよく手数料も必要ありません。

②「履行命令と制裁」制度
以上のような勧告によって、なかには、義務者の不誠意などが原因で履行されない場合に、その義務の内容が金銭の支払いなど財産上の給付であるものについて、権利者が家庭裁判所に履行命令の申し立てをすることができます。家庭裁判所は、この申し立てがあると、義務者を呼び出して不履行の事実のありなしやその理由をきき、相当と認めるときは、義務者に対し

「寄託」

この制度は、家事債務の円滑な履行を促進し、公正で確実な金銭の受渡しを行なうことができるようにするために設けられたるものです。

この制度によれば家事債務のうち金銭の支払いを目的とするものについて、権利者のために、家庭裁判所が義務者から金銭を預かって、これを権利者に渡すことになっていきます。

家庭裁判所は、義務者からの申し出があるときは、金銭の寄託を受け、これを権利者の請求によって交付することになっていきますが、郵便でこれらの方法をとることができます。

一定の期限を定めて、履行するよう命令を出し、義務者が正当の理由もなくこの命令に従わないときには、過料の制裁を科することになっていきます。

この制度は、履行確保の方法として決して完全なものではなく、義務者の履行を促すもので、おのずから限界があり、最後には一般の民事事件のように強制執行手続きによらなければならぬということに注意しなければなりません。

交通事故から子どもを守ろう

文化的で豊かな生活をするために、農外就労がますますふえて、共働きの家庭がめずらしくはなくなりまして。いなか町のこととて鍵っ子こそないが、子どもを終日保護者の監督下におくことは困難です。

一方、自家用車のない家庭はないほど自動車普及し、新栄橋の開通以来、当町を通る自動車の数も急増し、県道をはじめ町道に至るまで舗装もほぼ完了したため、自然スピードもアップしております。

こうした状況下では、交通事故が起こるのは、悲しいけれど当然のなりゆきです。このころみに、この一か月ほどを例にとるならば、羽中から学校までわずか三キロ余の県道上で起こった事故件数は、違反をふくめて五件にも及ぶのです。そして被害者の中には当校の児童もいるのです。

こうした現状を深く認識して対策を立て、災難から子どもたちを守らなければならぬと考えられます。しかし、交通事故対策には、これと言った決め手になるような名案はないのです。あらゆる機会

にあらゆる手段を用いて、総合的効果を期待するよりほかはないでしょう。

そこでわたくしは、わたくしなりに考え、また実行していることについて述べてみたいと思います。

まず第一に、子どもには毎日毎日くり返し執ようなほど「くるまに気をつけて」とか「横断する時は右と左をよく見て」とか言い聞かせることにしています。

これは自分の子どもに限ったことではありません。商売をしている関係上、わたくしの店には、子どもさんが自転車の修理等の用事でたびたび参ります。帰りにはきまつて毎度ありがたうの代わりに、「自動車に気をつけて帰りなさい」と言うことにしております。自転車に乗った子どもさんの飛び出しや、手信号なしの急な右折やUターンなどにヒヤリさせられることがしばしばあるからです。

第二には、子どもたちが安全に遊べる施設がほしいという事です。いくらテレビ好きな現代っ子でもテレビにはかりかじりついではおけません。健康上の理由からも、屋

外での活動時間が必要でしょう。

幸いなことに、町では中谷に児童館を建てる計画があると聞いています。これらの実現の一日も早いことが切望されます。計画の内容については、はくわしくは知りませんが、そこには、自転車を乗りまわす広場があり、球技を楽しむ運動場があり、緑陰には憩いのベンチがあり、物語りの世

水の事故防止

七月にはいると、真夏のような日ざしの下では、早くも川や沼に水しぶきがあがります。これにともなう、痛ましい水の犠牲者がふえてくる

界に没入できる図書室があり子どもたちを暖かい眼で見守ってくれる管理者がいることと思えます。

大都市における歩行者天国のように、この子ども天国は交通戦争の場から子どもたちをすくい上げてくれることと信じます。

東文間小PTA
佐々木 清

ことが心配されます。

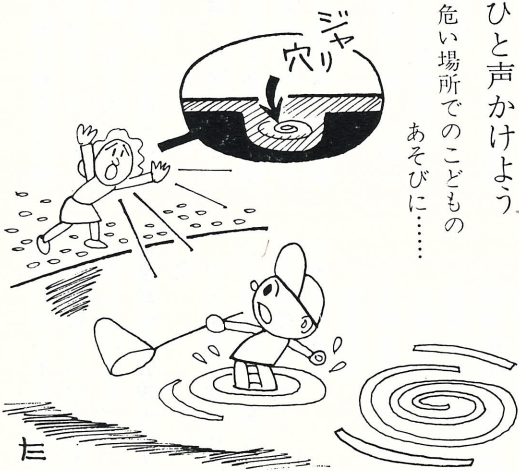
昨年中、県内での水の事故による死亡者は一〇二人で、そのうち子どもは四六人、四五%も占めています。

水の事故は、水ぬるむ四月ごろから起こりはじめ、七

ひと声かけよう

危い場所でのこともの

あそびに……



八月の二ヶ月だけで大半を占めています。事故の場所をみると、川がいちばん多く、次に海・湖・沼の順で、このほか用水堀も事故の多い場所となっています。

水の事故は、川や沼ばかりではありません。お宅のふろ場や防火用水など、そんなところにも危険がひそんでいます。

危険な場所

近寄らせない

子どもはどんな場所がどれくらい危険なのか判断ができません。だからといって子どもから水遊びをとりあげてしまふのはかわいそうですし、無理なことです。

- 安全で楽しい水遊びのできる場所や方法を考えてあげるかたわら危険な場所には近寄らせないくふうも必要です。
- ◎危険なところを教える行かせない。
- ◎よく知らない場所では泳がせない。
- ◎水遊び・魚とりにひとりで行かせない。
- ◎からだの調子の悪いときに行かせない。

☆ ☆ ☆
(取手警察署)

